

「電子・電化製品産業の投資奨励方針

(No. 4/2549) 」

2006 年

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

公印
(ガルーダ)
投資奨励委員会告示
第 4/2549 号
電子・電化製品産業の投資奨励方針

タイ国をこの地域の電子・電化製品の生産拠点へと推進するために、

投資奨励委員会は 2001 年投資奨励法(第 3 号)によって改正された 1977 年投資奨励法の第 16 条に準拠し、電子・電化製品産業の投資を奨励する次の基準を制定し、告示する。

1. 2004 年 5 月 6 日付け「Hard disk Drive(HDD)製造業の投資奨励方針」に関する投資奨励委員会告示 第 5/2547 号を廃止する。
2. 2004 年 11 月 19 日付け「半導体産業の投資奨励方針」に関する投資奨励委員会告示 第 9/2547 号を廃止する。
3. 2000 年 8 月 1 日付け投資奨励委員会告示第 2/2543 号に添付した一覧表に記載された各電子・電化製品と部品の事業に権利・恩典を付与するが、以下の条件を履行しなければならない。但し、投資奨励委員会が本告示とは別に定めた事業を除く。

全てのゾーンにおいて、投資奨励期間中の機械の輸入税を免除する。

以下のように法人所得税を免除する。

- (1) 第 1 ゾーンの場合、法人所得税を 5 年間免除する。
- (2) 第 2 ゾーンの場合、法人所得税を 6 年間免除する。但し、工業団地または産業地域に立地している場合は法人所得税を 7 年間免除する。
- (3) 第 3 ゾーンの場合、法人所得税を 8 年間免除する。

その他の権利・恩典は 2000 年 8 月 1 日付け投資奨励委員会告示第 1/2543 号に定めた基準に基づく。

「集積回路(IC)の製造業」、「Hard disk Drive(HDD)製造業」および「Hard disk Drive(HDD)用部品の製造業」について、既存機械を改良するための投資は、投資奨励対象事業の一部とする。

投資奨励の希望者は事務局の定めた原則に基づいて申請書と原料・部品の使用計画を提出しなければならない。

4. 既に投資奨励を認可されているが、まだ収入のない投資プロジェクトはこの基準に基づいた権利・恩典を受けるための申請ができる。

以上、2005 年 12 月 8 日より施行する。

告示日 2006 年 3 月 20 日

(署名)

(ソムキット・ジャトゥシーピタック)

副首相

委員長